

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

福島原発事故で被害を受けた住民の被害状況は地域や世帯、個人の差異が非常に大きいのが特徴です。その差異は国や県、東電の身勝手な避難指示措置とその解除、一貫性のない賠償制度、被ばくによる将来に渡る健康被害に対する過小評価などにより、住民間の分断状況を深刻化させ、その溝は時間が経つにつれて深くなっています。一方で世間的には風化と無関心が進行し、被害住民が声を上げられない苦悩が深まっています。そのような状況の中で地域住民がその立場の違いを越え、勇気をもって立ち上がった「南相馬20m撤回訴訟」は、他地域の被害住民や、全国の避難者にとっても大変重要な裁判です。是非、現在進行形の多種多様な住民の被害状況を明らかにし、行政や東電の責任と有効な施策のあり方を明確にするためにも、原告による十分な意見陳述の機会を設定して下さい。原告の思いを支持し共感する全国の多くの人々が、この裁判の行方を注視していることを、人権擁護の砦である裁判所は決して軽視しないで下さい。心から要請致します。

裁判で最も重要なのは、原告の訴えです。そこから裁判が始まるのではないのですか。裁判所としてきちんと原告の訴えに直接耳を傾けて下さい。

20mSv/年という危険な数値について、子どもの健康を守れないと考えます。なぜ1mSvという国際基準ではないのでしょうか。住民には若者も子どもも胎児も含まれるのですから、避難や帰還基準を設定するのなら、もっとも感受性の高い、これから先長く生きる子どもたちを守る基準にすべきです。

国はエネルギー計画において原発をベースロード電源と捉えて再稼動を可能にしようとしています。避難基準、帰還基準は、原発の放射能汚染を厳密に厳しく規制すると原子力政策自体がぐらつくから、ゆるく、甘いのではないのでしょうか。そんなことで、日本の未来を生きる人たちを守れますか？

住民の生の声をじっくりと聞き取り調査をしてください。

原告による十分な意見陳述の場を設定するように要求いたします。

被害の実相を裁判官がよく知ることは適切な判断のためには不可欠です。血の通った判決のためにも、原告の意見陳述を十分聴かれるよう強く希望します。

どんなに異常な事態か、住民、当事者の実情を聞かずして、わかるのでしょうか。

原告による十分な意見陳述の場を作ってください！

原告の意見陳述は不可欠です。必ず実施されることを強く要望します。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

一生で許される被曝量 100mSv を5年で超えてしまう、年間 20mSv が安全なんておかしいと思います。国民の健康と安心安全を確保できるものではないと思います。

裁判を起さざるを得なかった原告の状況や気持ちを十分にお聞き取りください。原告たちの生の声を聞いて下さい。

裁判所は国の機関ですが、他の機関（立法、行政）からの独立を保障されている趣旨に立ち返り、「個人の尊重」を出発点とした訴訟審理をお願いしたいと思います。大変ですが、共に「司法が市民に光りを照らす」精神で。

除染をしても十分には線量は下がっていません。その上黒いフレコンバックの山との同居。年間 20 ミリシーベルトの被ばく限度は、国際勧告の 20 倍です。チェルノブイリ事故では、強制移住に相当する線量です。事故後 30 年たつウクライナでは、低線量であっても世代を継いで健康被害が出ています。このような前例から学ぶこともせず、帰還政策をとることは、論外です。住民の状況を十分に把握・理解すべき司法の場が、住民の意見陳述の場を閉ざしてしまうことは、自らの役割を放棄したに等しいと考えます。住民の意見陳述の場の継続を要望し、司法の良心に期待しております。

裁判所は、司法の独立を守って判断すべきです。そのためには、原告の意見をきちんと聴くべきです。原発事故被災の状況は、当人の話を聴かなくては、被災していない裁判官には正確な情報を持ってないと思います。

安倍政権の帰還を急がせる政策に安易に賛成するような結論を裁判所が出さないためにも、原告の意見陳述を聴くよう求めます。

人の命を大切にしてください。私の友達を助けてください。

この訴訟は、法的手続きや形式についての訴訟ではなく、基本的人権の侵害に関する訴訟であり、口頭陳述される原告の心情も争点の一部です。

きちんと丁寧に、原告の言葉を直接聞いてください。

この国の三権分立は、どこからの圧力も介入もなく、ほんとうに「公平に成立」している証明として、裁判所の判断を信じたいです。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

南相馬の住民にとって、20ミリシーベルトの環境は苛酷なものです。ベラルーシでは0.5ミリシーベルト以上の地域は避難対象になっているというのに、20ミリではあまりにも非人間的な環境と言わざるを得ません。こんな環境下に帰還させることは殺人と同じです。住民の声に真摯に耳を傾けて下さい。

被害当事者の原告が直接法廷で裁判長に訴える機会を奪わないでください。

被害の状況はお一人おひとり違います。神奈川に避難している被害者の集団訴訟（横浜地裁）では、全ての期日で原告本人の意見陳述を行い、裁判長が熱心に意見を聞いてくださっています。

南相馬の住人の方々の声を、きちんと聞いて差し上げて下さい。

なぜ、法廷の場での意見陳述を行わないという方針になったのでしょうか。住民の生の声を聞いていただくとともに、裁判官自ら現地に赴かれて、住民の置かれている状況を把握されることを要望いたします。

裁判所は原告の主張を述べる機会を奪わないでほしい

放射能汚染によって精神的物質的に大きな苦しみを受けてこられた南相馬の人々を、正義と良心による判断をもって、政府の横暴な方針から守ってください。

原告の話を聞いてください！

真実を少しでも多く聞いてください。

知っていただかないとより良い判断が出来ないと思います。

この判決は世界も注目しております。

よろしく願います。

住民の意見を聞いてください！

原告による意見陳述の場を是非確保してください！

裁判所を信じています！

「八咫（やた）の鏡は、裁判の公正を象徴している」

当事者の立場になり、公平・公正な裁判をしてください。裁判所が「人権擁護の最後の砦」と思われていることを思い出してください。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

20mSv/yなどと、非常識な基準は直ちに撤回してください。

日本の憲法に従ってください。

国民の生き死にに関する裁判なのだ。原告それぞれの意見を聞くのは当然のことだと思う。

私たち福島県人は、原発事故とその後の東電、政府による理不尽な対応により一人一人が違った困難に直面し続けています。意見陳述は司法に正しくその状況を理解していただくうえで、また裁判期日において傍聴人にも直接その苦難をお聞きしていただくために大変重要であると考えております。世界的大事件の裁判なのですから。原告の意見陳述を認めることが司法の良心なのではありませんか。よろしくお願いします。

原発事故の責任を国は被害者の立場を理解してきちんと取るべき。原告の意見陳述を簡略化するなど事故の重大性や被害者への理解があまりに欠けています。

年間20ミリシーベルトという基準はあまりにも高すぎます。住民はどれほど苦悩していることでしょうか。日本の将来を担う子どもたちのためにも原告による十分な意見陳述の設定をお願いします。

不当な目に合っている人が救済を求めるときに陳述できないというのは、おかしいと思います。発言の機会を作ってください。

丁寧な裁判をお願いします。

大切な問題ですので。

住民被害の実態は、それぞれの原告自身の声を直接聞かなければ本当のところは分かりません。意見陳述の場を充分保障することは、公正な裁判を進める上で、極めて重要です。原告が意見陳述を継続して行えるようすべきだと考えます。

お勧めします

物事の善悪、正否の判断は事実に基づくものです。ぜひカウンターを持って現場の実情を訪問してください。できれば、お子さんやお孫さんを同伴されるとよろしいかと思えます。

原告の国民の意見を真摯に聞くべきです。三権分立をキチンと守り住民を守るのが裁判所の役目のはずです。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

住民の陳述を聞かずに、どうやって、
公正な裁判ができるのですか？

住民の一人一人の置かれている状態に真摯に耳を傾けることから始めるのが当然だと思います。

しきい値なしの放射能被曝による原告の苦悩と不安を理解する場を。独立した司法権として原告の
様々な意見の陳述の場を求めます

司法に最後の期待を寄せざるを得ない原告たちの思いを直に聞いてください。そして真摯に人間の良心に従って判断して下さい。

なぜ、このような裁判が起こるか考えてみてください。

チェルノブイリ法…参考にしてください。

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_anna.nsf/html/statics/shiryo/chno15.pdf/\\$File/chno15.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_anna.nsf/html/statics/shiryo/chno15.pdf/$File/chno15.pdf)
過去の事例は大切です。疫学も重んじて欲しいと思います。

被災者の生の声を聴いてください。文字ではなく、声でなければ伝えられないものがあることを、感じて
ください

放射線を扱う労働者の方でも、年間5mSvが労災認定がおり得る数字であるのに、何の受益もない
方々の受忍限度が20mSvとはおかしすぎますから、当事者の声を必ず聴いていただけますようお願い
申し上げます。

原発事故が起しこったからといって、一般の公衆被ばく限度基準を20倍の年20ミリシーベルトに引き
上げるなど、到底受け入れられるものではありません。

「南相馬20ミリ撤回訴訟」の原告の訴えは、人権・生存権の見地からも当然の主張です。

裁判所は、どうか原告の意見陳述をしっかり聞いてください。原告に与えられる貴重な時間です。その
上で、現実から目をそらさず公正な審理をお願いいたします。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

原告の意見陳述を1回で終わらせるということは、そこで裁判所としての一定の判断を下しているといってもいいのではないかと思います。とても「公正」とは思えません。震災から5年。セシウムの半減期は30年。線量が充分落ちないことは、データから明らかです。客観的な見地から見ても、原告の意見をしっかりと口頭で聞くべきです。

国は一方的に、「年20ミリシーベルト」という一般の公衆被ばく限度として国際的に勧告されている水準の20倍ものレベルの避難基準および帰還基準を設定し、住民の意見をきかずに帰還を促進してきています。

このことにより、住民は、精神的にも物理的にもさまざまな辛苦をなめてきています。

住民が受けている「被害」を裁判所が理解するためにも、住民の声を直接きく意見陳述の場を設定して下さい。

国によって理不尽な避難解除と帰還の強要にさらされてきた原告たちにとって、裁判所は最後のよどころなのです。

被害者の意見や実情を聞いて、住民に寄り添った判決のために、真摯な取り組みを期待します。

当事者の意見を丁寧に聞いてください。命ほど重いものではありません。

国や東電などが、まるで原発事故などなかったかのように振舞い始めていますが、2011年3月の事故から5年を迎えようとしている今でも、多くの方が事故による放射能物質の大拡散での被害に苦しみ、将来のこともわからないような状況です。一人ひとりにそれぞれの苦しみがあります。政府や電力会社と同じように被害者を切り捨てることのないよう、きちんと原告の納得にいく形で原告の皆さんの意見に耳を傾ける場を作ってください。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

福島原発事故であれだけ多くの死者、被ばく者を出しておきながら年間20シーベルトまでOK?どこまで県民を苦しめるつもりでしょうか。

原発事故以前は1ミリシーベルトだった基準値が事故後は20ミリシーベルトなどという人命、人権無視の暴挙はゆるされません。撤回してください。

年20ミリシーベルトのところ5年住むと、累積100ミリシーベルトの被曝となり、200人住んだとすると、そのうちの1人が将来被曝の影響でガン死します。裁判所がそれを許すということは殺人に加担したと同義です。原告による意見を十分に聴いた上で良識的な判断を求めます。

今の政府のやることは全部信用ができません。とても国民のことを考慮しているとは思えないことばかり。

放射線被ばくは子孫にまで影響する問題です。

真剣で科学的判断のためにも原告の声を最大限聞き、尊重してください。

強制的に帰還させるようなことは絶対容認出来ません。もし自分がその立場だったらという意識を常に持って下さい。

福島原発事故発生以来、国、政府が、事故以前に法で決められていた放射線量の安全基準を守ることに尽力するのではなく、時に応じて基準を変えて対応してきたのは 衆知の事実です。

事故以前に決められていた安全基準は事故以後に守られてこそ 国の力が発揮されるのではないのでしょうか。「年20ミリシーベルト」という数字はどのような数字なのでしょう。そこに住まおうとする方々が不安を抱くに十分根拠のある数値であると 門外漢の私にすら考えさせるものです。どうか一人でも多くの南相馬の住民の方々の声を聞いてください。未曾有の事故に対面し続ける住民の方々の苦しみに耳を傾けてください。よろしくお祈りします。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

人間の命の価値を、貨幣価値の下に置いてはいけません。裁判所は企業の利益よりも人間の生命と安全、自由のために役立ってほしい。

この裁判において、原告さんの十分な意見陳述の場をお願いいたします。

20msv/年という数値はチェルノブイリの事故と比較しても、とても許容できる数値ではありません。その中で国の方針として提示されている中で、被災者は今は良くても将来とんでもない事になる事を恐れています。それはチェルノブイリの29年後を見れば想像できるでしょう。是非原告の声を生で聞く場を与えてください。

意見陳述は原告にとって自らのこの裁判にかける思いを訴える唯一の機会です。とりわけこの被曝については見解が大きく異なっています、正にそれだからこそ原告の意見陳述は不可欠と考えます。何卒、その機会を奪わないでください。

20ミリシーベルトは世界では非難区域です。それが常識となっております。

年間1ミリシーベルトだった基準を20倍にも変更するのは普通の感覚では受け入れられないことです。

もし自分がその立場であれば帰還をためらうと思います。

裁判官の方にも お子様やお孫さんをそんな環境に住まわせる事ができるか問うてみて欲しいです。

本当にひどい状況だと思います。人権がないがしろにされています。

生活する場の安全性はこれまで通り年間被曝量は1ミリシーベルト以下にすべきで、20ミリシーベルト以下とすることは人命を危機にさらすことであり犯罪です。

南相馬の住民のおかれた実状を理解するため原告による十分な意見陳述の場の設定を求めます。

主旨に賛同し、署名いたします。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

20ミリシーベルト浴びて何がどう大丈夫なのでしょう。放射能の恐ろしさを矮小化し、住民の方々にあらゆる負担と苦痛を押し付けることが、国の仕事ではない筈です。

ドイツ在住の者です。日本政府および福島県当局による放射線被ばく安全神話を鼓吹するプロパガンダ、偽りの「福島復興」計画に対しては、現在ドイツを始め多くの国々から非難の声が上がっており、国際的な恥以外の何物でもありません。原告である南相馬の住民の意見を法廷という公開の場で聴くのは民主主義の基本です。ぜひ実行するよう求めます。

福島原発事故であれだけ多くの死者、被ばく者を出しておきながら年間20シーベルトまでOK？どこまで県民を苦しめるつもりでしょうか。

内科診療所の管理者です。放射線管理区域は3ヶ月で1.3mSv以上、年換算5.2mSv以上の区域と定められていて、毎年、保健所から厳しく漏洩検査等のチェックを受けています。国がこれを上回る場所に住め、というのは納得できません。意見陳述をぜひ公開し国民を納得させる判決をして下さい。

原発事故の被害で今も非難を強いられている原告の意見を聞くことは判断をするうえでの初歩と考えます。十分な意見陳述の場の設定を求めます。

「年20mSv」一国民に被ばくを強要しているのに他なりません。日本政府は恥を知れ！！裁判所は司法が生きていることを示せ！！

原告に十二分な意見陳述の場、時間を提供するのを求めます。

「年20mSv」一国民に被ばくを強要しているのに他なりません。日本政府は恥を知れ！！裁判所は司法が生きていることを示せ！！

原告に十二分な意見陳述の場、時間を提供するのを求めます。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

公正な裁判を行うためには、原告即ち放射能汚染被害者の声にしっかりと耳を傾け、現状を理解することが必要です。裁判官は、自身の良心に従ってください。自己保身のために国家権力にすり寄らないでください。

なぜ、この裁判を起こしているか、原告の意見を是非聞いてください。

相馬に17年、仙台に2年、住んでいて、西宮へ避難移住しました。20ミリシーベルトは許容出来ません。まだ友人知人の多く残る、南相馬の住民の声をお聞き下さい。

福島原発への政府・東電の対応は責任を真摯に果たしているとは思えない。裁判所が市民を守る最後の砦です。弱者の立場で法的な解釈をお願いします。

まだ読まれていないのであれば、下記2冊の書籍の情報も判断材料のひとつとして、大変役に立つと思います。

・『東京が崩壊する日～フクシマと日本の運命～』 広瀬 隆 著

・『原子力ドクキホーテ—原発の検査データ改ざん命令に背いた男の訴え なぜ私は JNES(原子力安全基盤機構)を訴えたのか』 藤原 節夫 著

国際的に勧告されている20倍以上もの基準を設定し、南相馬の避難解除をすることは、将来にわたる住民への健康被害・精神的な苦痛を増幅させるなにもものでもありません。帰還については住民の声を十二分に聞き、強要しないことを前提に、三権分立の裁判所の独立性を示してください。

原告が訴える言葉を実際に法廷で聴いてください(裁判官はもとより被告の代理人も十分聴く必要あり)。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

裁判長へ

原告の意見陳述をぜひ聞いてください。福島原発事故により被害受け、20ミリシーベルトを基準とすることに対して多くの人々が不安と怒りを感じています。

原告の置かれている立場はそれぞれ異なります。これまでの、そしてこれからの人生が原発事故によって破壊されながらも、原告は裁判に希望をつないで訴えられました。

どうかその思いをくみ取って、裁判所の本来の仕事である、訴えの原点に耳を傾けるため、意見陳述が行われますよう、切に希望いたします。

原告の生の声を聴かないで、正しい判断ができるとは思えません。毎回、できるだけ多くの声を聴いてください。

原告一人ひとりの声をしっかり聴いてください。よろしく願いいたします。

誰かが粘り強く継続してこそ壁は壊せる、と思いますが、大変なことです。是非、頑張ってください。

裁判長様、原告は可哀想です。事故が無ければ、この様な裁判を起こさなくて良かったのです。放射能のある所に住めと言われるような国民と、放射能が無い所に住んでいて、変わらぬ生活をしている国民と平等ですか？事故前は0.5mSv/年が福島県の線量でした、20mSv/年は40倍も高いのです。東京の電力会社が事故を起こしても、会社は放射能の低い所で営業を続け、多くの社員たちも暮らしています。不平等極まりない、悔しい思いで暮らしている人々の生の声を、是非、法廷で聞いて下さい。よろしく願いいたします。

原告による十分な意見陳述の場の設定をお願い申し上げます。

裁判所は、一部の特権者の隠れ蓑になることなく、人権の擁護者として機能して下さい。

2015年12月29日から2016年1月4日まで、「南相馬・避難20ミリシーベルト撤回訴訟支援の会」が実施した「緊急署名：原告による十分な意見陳述の場の設定を」から、署名したみなさんがおよせくださったメッセージのうち、「公開可」とされた方のメッセージです。なお、いただいた署名（1,109筆）およびメッセージは1月8日、東京地裁に提出しました。心のこもったメッセージをありがとうございました。

司法の独立を守って下さい。戦いましょう。

影響を受けやすい子どもにとって20ミリシーベルトは危険です。自分の子や孫がその地でのびのびと暮らしていけるか、我が身に置き換えて考えて欲しいです。原告の思いを考えて聞いてください。

肥大化した近代科学技術は、不確実性領域すなわち因果律の不明瞭な事象に踏みこんでいます。こうした領域は、科学によって問題提起はできても、科学によって答えが見つからないトランスサイエンス領域と呼ばれています。すなわち、裁判所は低線量被ばくによる健康被害について、保健物理学者などの専門家の意見に頼るべきではないのです。まずは原告の訴えを直接にきちんと聞いてください。

原告の思いを十分聴いて下さい。

裁判は公開が原則、公開の場で堂々と意見陳述させるべきであり、一人裁判官が聞くだけでなく、傍聴人も含め陳述を受けられるようにするのが裁判官の任務である。よって裁判は広く国民衆目のもとで行うべきであり、その際、原告の意見陳述は大切である。